

○国外運転免許証の交付

(第 107 条の 7 第 3 項)

改正 平成 29 年 3 月 12 日 令和元年 12 月 1 日

令和 5 年 1 月 4 日

審査基準

令和 7 年 4 月 1 日作成

法令名	道路交通法
根拠条項	第 107 条の 7 第 3 項
処分の概要	国外運転免許証の交付
原権者 (委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	道路交通法第 107 条の 7 第 1 項及び第 2 項(国外運転免許証の交付) 道路交通法施行規則第 37 条の 8(国外運転免許証の交付)、第 37 条の 9(国外運転免許証交付申請書)、第 37 条の 10(国外運転免許証で運転することができる自動車等の指定)
審査基準	
標準処理期間	1～12 日 (行政庁の休日は含まない。) (運転免許センター 1 日、倉敷・津山運転免許更新センター及び警察署 1 2 日)
申請先	運転免許センター、倉敷・津山運転免許更新センター又は警察署(岡山北、 倉敷及び津山警察署を除く。)の交通課(交通第一課及び地域交通課を含む。)
問い合わせ先	交通部運転免許課免許作成係